

2010年3月3日

国立大学法人大阪大学
学長 鷺田 清一 殿

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 萬宮 健策



再質問「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」について

当組合の2月15日付け「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」についての質問事項に対して、貴職は2月25日付けで「回答」をおこなった。

しかし、質問事項である「事態の正確な把握をおこないたいので、「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」により、旧大阪外国語大学承継教員のうち不利益変更が生じる教員数を確認したい。また、上記の教員の退職手当を63歳時で積算した場合と65歳時で積算した場合との積算差額の総額（65歳まで通常の昇給・昇格で勤務したと仮定した概算）を回答いただくよう申し入れる。」への回答はなく、「試算等にあたっての条件（比較する対象、対象者、昇給・昇格等の条件）について明確に提示していただきましたら、回答する」と返答してきた。このような貴職の対応は、労働組合との交渉を誠実におこなっているとは到底言えないものである。

再度、同じ質問をおこなうので、速やかに下記の項目に回答願いたい。

1. 「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」により、旧大阪外国語大学承継教員のうち不利益変更（現行の「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程」により65歳時で計算した退職金と、今回の「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」により計算した退職金の比較による減額）が生じる教員は几人か。
2. また、上記1.に該当する教員の退職金減額（65歳まで大阪大学で通常想定される昇給・昇格で勤務したと仮定）総額はいくらになるのか。
3. 万が一、上記1.および2.の質問に回答できないならば、なぜ該当教員数を回答できないか、なぜ該当額を回答できないのか、理由を明らかにしていただきたい。